

平成27年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第5号）

平成27年3月17日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会期の延長について
日程第 2 議案第25号 平成27年度御宿町水道事業会計予算
日程第 3 議案第26号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計予算
日程第 4 議案第27号 平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第28号 平成27年度御宿町介護保険特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	岩瀬由紀夫君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長 渡辺晴久君 主 査 古畑貴子君

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

伊藤議員から、所用のためおくれるとの連絡がありました。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。

議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

（午前 9時34分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時21分）

○議長（中村俊六郎君） ここで、石田町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

定例会4日目の3月13日の会議におきまして、議案第29号 平成27年度御宿町一般会計予算案を撤回させていただきましたが、本日改めて、平成27年度一般会計予算案をご提案させていただきます。

再提案の理由でございますが、当初提案させていただきました平成27年度一般会計予算案において、消防費の中の消防団報酬につきまして、条例改正により報酬額等の見直しを可決いただいたところですが、予算案におきまして十分な予算が確保されていなかったため、また、同じく本定例会の教育長の給与等について30%削減の条例案を提出させていただきましたが、この案が修正となり、本則で支弁することとなりましたので、その分を計上させていただいたも

のでございます。

本日提案させていただきます新たな平成27年度一般会計予算案につきまして、改めまして慎重なご審議をいただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

◎会期の延長について

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、会期の延長についてを議題といたします。

今定例会の日程は、3月19日までと議決されていますが、3月13日、議案第29号 平成27年度御宿町一般会計予算案が撤回され、本日、改めて議案第30号 平成27年度御宿町一般会計予算案が提案されました。

よって、今定例会の日程を本日配付した日程により、3月25日まで6日間延長し、本日は議案第25号から議案第28号まで順次上程の上、質疑の後、採決を行い、19日は議案第30号を上程の上、議案説明までを行い、25日は議案第30号及び請願第1号の質疑、採決を行います。

18日、20日、23日及び24日は、議案審査のため休会といたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり、今定例会の会期を3月20日から3月25日までの6日間延長することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月20日から3月25日まで6日間延長することに決定しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第25号 平成27年度御宿町水道事業会計予算を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第25号 平成27年度御宿町水道事業会計予算案についてご説明させていただきます。

初めに事業の概要でございますが、予算書の1ページ並びに水道事業会計予算概要の2ページをあわせてご覧ください。

予算第2条として、業務の予定量を定めております。給水戸数は3,780戸とし、平成26年度末見込みに対し、15戸の増を見込んでおります。年間の総給水量は91万5,600立方メートルを見積もり、有収率を95.2%と設定いたしました。給水戸数や人口、給水量の推移については、予算概要の2ページ上段にまとめておりますが、給水人口や1戸当たり年間有水量を平成26年度末と同程度と見込む中で、給水量について366日分を計上いたしました。

なお、総給水量のうち、南房総広域水道企業団からの受水量は、36万8,928立方メートルでございます。

次に、予算第3条及び第4条にかかわるそれぞれの収支予算についてご説明させていただきます。

事項別明細書にてご説明いたしますので、予算書の8ページをお開きください。

まず、収益的収入ですが、水道事業収益の総額は3億3,369万3,000円で、前年度に比べ1,133万8,000円の減となりました。

内訳といたしましては、営業収益が2億3,830万円、町及び県からの高料金対策補助金など営業外収益が9,539万3,000円です。減少の主な要因といたしましては、給水収益の減及びみなし償却制度廃止にかかわる長期前受金、当年度収益化分の減少です。

なお、中段の受取利息及び配当金でございますが、議会からもご助言をいただき、1億円の資金運用を行ったことにより、預金利息について大幅に増加をしているところです。

9ページに移り、収益的支出でございますが、水道事業費用の総額は3億1,743万8,000円となり、前年度に比べ1,364万5,000円の減となりました。

主な内容でございますが、営業費用のうち原水及び浄水費で1億4,510万5,000円、ダムの管理費や浄水場運転管理、広域水道受水費等にかかわるもので、前年度に比べ405万円の増加です。主として浄水場運転管理業務委託費の増によるものでございます。

10ページをお開きください。

配水及び給水費ですが、各配水池の運転管理や本管維持費等にかかわるもので、3,073万7,000円を計上しました。このうち量水器、いわゆるメーター交換や鉛管交換、漏水修理など修繕費で902万7,000円、赤水対策や水質検査等の委託費で709万3,000円です。また、新年度から新たに材料費として50万円を計上し、漏水等の補修材料等を備蓄することで、よりスピーディーな対応に努めてまいりたいと考えております。

11ページに移り、総係費ですが、料金システムや検針委託など管理経費にかかわるもので1,870万2,000円の計上です。新年度においては、水道技術管理者の資格取得に向け、職員1名

分の旅費及び研修費について所要額を計上いたしました。

12ページをお開きください。

減価償却費ですが、1億1,717万9,000円を見積もりました。拡張事業が完了し新たな設備投資も少ないことから、前年度に比べ1,457万1,000円の減少となっております。中段の営業外費用ですが、総額で540万9,000円、前年度に比べ168万8,000円の減少です。消費税及び会計制度変更に伴う賞与引当分特別損失の減によるものです。

続いて第4条、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

資本的収入ですが、総額509万8,000円を計上し、前年度に比べ226万8,000円の増額です。内容といたしましては、水道加入金及び開発負担金の科目設定であり、水道加入金については13ミリを13件、20ミリを23件の計36件を見込みました。なお、条例改正に伴う水道加入金増加影響額は約138万円となっております。

14ページをお開きください。

次に、資本的支出でございますが、資本的支出の総額は5,570万円となり、内訳といたしましては、建設改良費が4,744万6,000円、企業債償還金で825万4,000円です。建設改良費が前年度に比べ1,588万4,000円減少しておりますが、平成26年度に実施した汚泥かき寄せ機更新工事の完了等によるものです。建設改良費の詳細につきましては、予算概要の4ページ、5ページに主要事業として、2番の「安定した給配水システムの構築」という欄にまとめておりますので、ご参照ください。

最後に、経理関係についてご説明申し上げます。

予算書19ページ及び予算概要の3ページをお開きください。

予算概要の3ページは、3条予算収益的収支及び4条予算資本的収支における収入支出のバランスを円グラフで示したものです。上段の収益的支出においては、収入額が3億1,604万2,000円に対し、支出額が3億273万円となり、経常経費等の抑制により収入が支出を上回ることから、1,331万2,000円の純利益を見込んでおります。

一方、下段の資本的支出においては、グラフでご覧のように収入が支出に対し大きく下回っており、収入不足額については、内部留保資金により充当することとしております。予算の編成にあたりましては、老朽施設の将来課題を見据え、収支バランスを注視しながら持続的かつ安定した会計維持を図ることとし、減価償却積立額と収入不足額の均衡を図りながら内部留保額の維持に努めることといたしました。

予算書の19ページをご覧ください。

本予算における経営見通しをキャッシュ・フローにまとめたものです。

最初に、一番上段でございますが、当年度純利益になります。収益的支出にかかわる利益額で、中段の2番、投資活動によるキャッシュ・フロー及び3番、財務活動によるキャッシュ・フローが資本的収支にかかわるもので、合わせて4,750万円のマイナスとなっております。

このマイナス額について、2行目に記載の減価償却積立額の範囲に調整することで、会計の維持・安定を図ってまいりたいと考えております。この結果、資金の期末残高については、期首に対し、約2,800万円増の7億7,815万3,000円を見込んでおります。

次に、20ページをお開きください。

平成26年度における予定損益計算になります。

下段になりますが、平成26年度における収益的収支については、1,169万1,000円の純利益が発生するものと見込んでおります。なお、今後の経営見通し及び課題等につきましては、予算概要の1ページに記述しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 予算概要で述べられたように、竣工から37年を過ぎていると。大変手入れも大変で、劣化も大変なのでしょうけれども、方針としては概要に書いてあるように、拡張、新設から維持管理、更新のほうへ政策転換すると、当然そうならざるを得ないと思うのですけれども、長い視点に立った改修更新計画が、今後もっと綿密なものが必要になってくるのではないかなと思っております。

そういう中で、会計制度の変更により26年度は1,100万円、本年度は約1,300万円の純益が見込めると、大変結構な話です。そういう中で二、三質問したいのは、供給単価、給水単価、原水単価、受水単価ですね。それと受水費、南水の推移ですね。それと、一番高く買っていた時期と、大体、平成26年度、27年度の1立米当たりの単価変動ですね、その辺がわかりましたら、とりあえず。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず給水原価、供給単価の関係の町水道分と南房総広域水道企業団分の推移ということでございますが、まもなく26年度の決算がまだ確定しておりませんが、町の水道のほうは給水原価、いわゆる水をつくる段階での立米当たりの単価に

なりますが、こちらについては1立米当たり270円程度と推算をしております。

また、販売をするときの供給の単価でございますが、町水道分においては、おおむね250円ということで推算をしているところです。したがって、町の水道につきましては、つくる原価と供給する、売った場合の単価につきまして、20円ほどのマイナスが出ているような状況でございます。

また、一方、南房総広域水道企業団、原水のほうの単価になりますが、南房総広域水道企業団の給水の原価につきましては、235円程度で推移をしてきているところです。

また、供給、いわゆる受水を受ける際の単価につきましては、1立米当たり255円というような状況でございます。

続きまして、南房総広域水道企業団受水費の推移ということでございますが、24年度からの過去3カ年で申し上げますと、24年度が34万519立米を受水いたしまして、額といたしましては税抜きになりますが、9,773万8,000円です。25年度が35万1,325立米を受水いたしまして、額といたしましては9,801万2,000円となっております。

26年度につきましては、34万7,332立米を受水いたしまして、額といたしましては9,790万5,000円です。27年度予算につきましては、36万8,928立米の受水の枠取りをさせていただいております。額といたしましては税抜き9,872万4,000円となっております。

また、受水費に当たる額の変動でございますが、南房総広域水道企業団への受水費の算定の出し方については、割り当て水量に対する基本料金と実際に受水した量の従量割の二本立てで算定をしております。平成23年度までの基本料金につきましては、1立米当たり125.42円の基本料金で、割り当て水量としましては1,940立方メートルでございます。また、従量割の1立米当たり受水した際の単価でございますが、26.7円という形です。

平成24年以降につきましては、割り当て水量の見直しがございました。こちらにつきましては、大多喜ダムが建設が中止になったことから、各団体の割り当て水量が見直しになったことによるものです。

割り当て水量につきましては、1,490立方メートルと見直しが平成24年度からかかっております。基本料金の単価につきましては162.97円、従量割については変更のない26.7円という形です。

南房総広域水道企業団の受水費の過去における最大値というご質問でございますが、こちらについては、平成17年の段階で1億2,700万円ほどの受水をしている状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

もう一点は、都市部との水道格差、これは大変大きなものがあるというのを聞いております。では、同じ口径として基本料金、水道料金でどのくらい変わるのかと。それと、大体この辺は電気は東電の管轄内で電気料金は大体平準化していると。そういう中で、定住化の問題としてやっぱり水道料金の格差というのは、住めばずっと使うわけですから大変な重荷になってくるわけですが、御宿町の言うなれば受水の戸数ですよね、人口、財政的な規模等を比べても、これは都市部と比べようのない、また改革のしようのないものなのでしょうけれども、どういう形で少しでも改善できるのかという、この2点。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず初めに、水道料金の都市部との比較ということで、近隣団体の状況を含めまして、最初にご報告をさせていただきます。

まず、夷隅郡内で申し上げますと、水道料金の賦課の形態が御宿町と同じような料金形態をとっているものが御宿町といすみ市でございます。こちらの形態につきましては、基本水量を1カ月当たり10立米と算定をしまして、立米当たり単価を同一額で使った分だけ、そこに加算をするという方式でございます。御宿町については基本料金が10立米で2,100円、1立米当たり単価として210円でございます。いすみ市につきましては、10立米当たりの基本料金が1,700円、1立米当たりの単価で申し上げますと、190円という形になっております。

いすみ市と御宿町以外の勝浦市や大多喜町、また長生郡市の広域組合、または鴨川市ですとか千葉県水道局等につきましては、定額の立米当たり単価というものが定まっていなくて、いわゆる通増型、使えば使うほど水の単価が高くなるというような料金設定になっておりますので、一概になかなか比較はできないですが、瀧口議員さんおっしゃるように、仮に1カ月10立方メートルを使用した場合の水道料金ということで算定をいたしますと、御宿町では10立方メートルを使った場合には2,376円です。仮に千葉県水道局、県水を受水をしているところの方が1カ月10立米を使った場合の使用料金が1,026円ということで、倍以上の差が開いているような状況です。

郡内の状況で申し上げますと、いすみ市が1,911円、勝浦市が2,484円、大多喜町が2,365円ということで、郡内等につきましては、おおむね価格が均一化してきているというような状況です。ただ、瀧口議員さんご指摘のように、都市部のほうの人口が多いところで施設を効果的に運用しているところにつきましては、給水原価そのものが下げられておりますので、供給の

単価もそれに比例して安く提供できているような状況ということで、額といたしましても2倍以上の開きがあるのが実情でございます。

また、今後に見据えて定住化等を含めた中で、どんな形がとれるのかというようなご指摘でございますが、なかなか御宿町の水道事業が単体で料金をこれ以上どんどん安くしていくというのは、なかなか現実的に難しいような状況でございます。先の定例会などでもいろいろと水道の広域化についてのご質問をいただいておりますが、現在、南房総広域水道企業団のほうで、広域水道の水平統合について現在議論がされているところです。広域水道の統合が進む中で、どのくらい料金が下げられるのかというところで、郡内で統一した見解で協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

ただいまの9ページですね、原水及び浄水費の中の受水費ということで、南房総広域水道企業団からの受水費ということで予算が決まっております。ただいま議論を聞いておりまして、関連という中で質問をさせていただきたいと思っております。

この広域水道企業団の受水費であります。今般のこの受水費、いわゆる組合費におきましては、統合等に向けてのコンサルですか、そのような費用も計上されているやに伺っておりますけれども、どういう事業が予定されているのか。それから、水平統合に向けて、この間の動きですね、会議等はあるかないかも含めて、あわせてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず1点目の水平統合に向けた検討費用ということでの南房総広域水道企業団の事業予定ということでございますが、こちらについては各構成団体が南房総広域水道企業団のほうに負担金を支出する中で、平成27年度の南房総広域水道企業団事業として、水平統合の検討コンサル委託が約1,000万円の予算が南房総広域水道企業団予算の中に計上をされております。

これまでの水平統合に向けた検討ということでございますが、安房地域においてはこれまで3回、夷隅地域においては2回、また、安房と夷隅の合同会議で2回が実施をされております。そうしたことから、夷隅地域においては合同会議と夷隅地区単独での会議、合わせて4回の検討会議を開いておりますが、こうした中で、おおむね広域水道についての統合を進めることで

は合意をしているというような状況です。

今回、広域水道企業団のほうでの統合検討のコンサル委託の内容でございますが、やはり統合になりますと、それぞれの施設をどうやって統合をするのかとか、料金の形態も必ずしも一致をしておりませんので、そうした中で、どんな準備やどんなステップを踏んでいくことが必要なのかというような検討をコンサルのほうに委託をする中で、今後一つずつ統合に向けた計画を積み上げていくというような状態になっております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井。

了解いたしました。統合に向けての事務作業が順次進められていると、課題整理が行われるというような内容だというふうに思いますが、これからも大変大事な内容でございますので、適切な時期に事業報告のほうを議会のほうにさせていただければというふうに思います。

次に移ります。10ページであります。配水及び給水費の中の10節修繕費ということで、鉛管取りかえ、これも予算・決算でその都度お伺いしておりますが、今般の予算でどの程度進むのかということで、延長と申しましょうか、この中の902万円の中の予算、予算概要に額そのものは載ってございましたけれども、取りかえ数、それから延長ですか、それがどの程度進むのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 鉛管の交換でございますが、今年度の予算で見積もっている鉛管の件数につきましては、20件を見込んでおります。鉛管につきましては、本管から宅内への引き込みについて鉛管を使っておりますので、1件当たりの鉛管の延長をおおむね約4メートル程度ということで平均的な推移として把握をしております。その関係で今年度に進む鉛管の改修量といたしましては、80メートル程度が改修が進むのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

了解いたしました。1年で80メートルと……、ごめんなさい、全延長というのは今言っていたいただきましたか。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 鉛管交換の全延長につきましては、現在のところ約5,200メ

ートルほどが残っていると把握をしております。

5,200メートルの内訳につきましては、鉛管におきましても種類が2種類ございまして、全てむき出しの鉛管と、中側にコーティングが施されている形での鉛管という2種類がございます。第二次拡張で布設された管につきましては、中側にコーティングがされているものというところで把握をしております、今回の残延長の中には含まれていない状況です。

一次拡張において布設をしたものの残りが、あと5,200メートルほどあるというような状況で把握をしているところです。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。まだまだ時間がかかるということであろうかと思えます。

第一次、第二次拡張というのはどの部分か我々はわかるのですけれども、とりあえず第一次拡張というのはどの部分かと、御宿町の地域における第一次拡張の地域の説明をいただきたいということと、それと同時にもう一つの質問は材料費、同ページ18節の中の漏水等補修材料ということで、これは新規ということで概要のほうには載ってございますが、緊急時のバルブ等をあらかじめ在庫をしておきたいということで、これは土日祝日、夜間等の緊急対応ということで、非常に適切な予算ではないかというふうに打ち出しているわけでありましてけれども、具体的にその太さでありますとか種類ですね、種類ごとの戸数等はどの程度ストックされるのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず初めに、第一次拡張と第二次拡張それぞれの区域割でございまして、第二次拡張のほうから先に申し上げます。第二次拡張につきましては、高山田地区、実谷、七本、上布施、それから御宿台が第二次拡張にあたります。それ以外の旧市街地につきましては、第一次の形で布設をしているというような状況です。

また、備品購入費50万円を計上した中で、どんな形のものがストックされるのかというご質問でございまして、こちらについては、口径の大きいもので、なかなか町内の事業所さんのほうでストックが少ないものについて、町が中心となってストックをさせていただこうと考えております。

内訳といたしましては、V Sのジョイント関係を中心に資材を備蓄したいというふうに考えております。V Sのジョイントで申しますと、口径50ミリ、75ミリ、100ミリそれぞれ6個ずつを備蓄をしていきたいというふうに考えております。

また、袋ジョイントの形でございますが、同じように50ミリ、75ミリ、100ミリについて、それぞれ3個ずつのストックを検討しております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

最後であります、13ページであります、資本的収入及び支出という中で、これは納付金であります、509万7,000円という予算額であります、新規加入分ということで件数ですね。それからこれは、いわゆる新規の住宅、また移築と申しまししょうか、町内の撤去などいろいろあるのかなというふうに思いますので、統計上どうとるのかということが大変大事なかなと思いますが、そういう面ではどの地域に新規と申しまししょうか、全体的な提示を含めたものも含めてという中で回答をいただきたいというふうに思うのですけれども——ことがこれからのまちづくりの大きな、私は資産になるというふうに思うわけでありましてけれども、この水道事業においては、今度の新規加入分をどのように見ておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず新規の加入の内訳でございますが、13ミリの加入で13件、20ミリの加入で23件、予算といたしましては36件を計上いたしました。基本的には新規加入、新たな工事追加については40件程度を見込む中で、新規の加入料について36件を計上したところでございます。これにつきましては、40件を見込む中での36件の予算計上ということで4件の差がございまして、こちらの差につきましては、御宿町内で住居を転居される方などが毎年数件いらっしゃいます。この場合につきましては、新規加入ということではなくて、もともと持っていた水道の加入の権利を移設するという形になりますので、その辺の差が4件発生しているというような状況です。

また、40件の考え方でございますが、こちらについては、税のほうの新築等の家屋の見込みと基本的には考え方を統一いたしまして、固定資産の考え方に基づいての新規加入のほうの数字を検討しているところでございます。

また、この新規の加入の内容でございますが、基本的には御宿台区が集中をしているような状況になっているということです。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第26号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第26号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。

初めに、予算概要書の1ページをご覧いただきたいと思います。

予算編成の背景と基本的な考え方でございますが、全国の市町村国保の財源状況について、速報値をもとに記載いたしました。

全国的に見ても単年度収支は赤字で、厳しい財政状況となっております。2ページに町国保財政全体の予算概要を記載しております。本年度の予算総額は、歳入歳出ともに14億5,528万8,000円で、26年度当初予算と比較いたしまして1億2,602万7,000円の増となっております。

増加の主な理由は、保険財政共同安定化事業の拡充によるものでございます。医療費の平準化のため県内保険者で実施している共同事業ですが、これまで30万円以上の医療費を対象としていたところ、平成27年度から全ての医療費が対象となりました。そのため、歳入の共同事業交付金と歳出の共同事業拠出金の予算額が増加し、全体の予算額が増加することとなりました。

3ページから5ページが歳入の事項別の説明でございます。

6 ページから 7 ページが歳出の事項別の説明となっております。

8 ページをご覧くださいと思います。

今回の予算編成につきましては、過去の傾向や県から示された算出方法などから、歳出をそれに充てる財源として歳入を見込みました。対前年度比較で9.5%、1億2,602万7,000円の増となっております。国庫支出金等の減額が見込まれる中で、共同事業の交付金が制度改正により増額となっております。歳出では、保険給付費が多少の変動が見られますが、やや高どまり傾向で横ばい状況となっております。前年度において、診療報酬の改定や消費税の動向を勘案しておりましたが、本年度は特に上乘せ要因もないことから2.7%の減となっております。

9 ページは予算構成比です。歳入では、国民健康保険税20.3%、国・県支出金22.9%、交付金が合算で48.5%、繰入・繰越金等で8.2%となっております。

歳出では、保険給付費が全体の60.2%を占めております。

10ページは国保加入者の推移でございます。町全体の総人口は減少傾向ですが、世帯数は緩やかに増加しておりますので、核家族化が進行傾向にあると思われれます。国保の被保険者の場合は、世帯数、加入者ともに減少傾向でございます。

11ページは医療費の推移でございます。高齢化や高度医療により、1人当たりの医療費が右肩上がりとなっております。下段に年齢別医療費給付状況のグラフを記載してございますが、高齢者の1人当たりにかかる医療費が高いことがわかります。

12ページには、出生と死亡の動向を掲載いたしました。

下段8、各拠出金等の推移をご覧ください。老人保健拠出金は後期高齢者医療制度への移行により、平成20年度以降は精算分のみとなっております。介護納付金及び後期高齢者支援金につきましては、介護保険制度、後期高齢者医療制度の給付の伸びに伴い、拠出金も増加傾向が見られます。前期高齢者納付金につきましては、全体の金額が少ないことから、精算による増減の影響を受けやすく、年度によりばらつきが見られます。

13ページから14ページは、税率、課税状況の推移となっております。

13ページの(9)税率等の推移では、過去5年間を掲載しております。平成25年度に給付費の増加等により、税率等の引き上げを行いました。平成23年度と26年度には、法改正に伴い賦課限度額の引き上げを行っております。

次に、14ページの(10)課税状況推移でございますが、調定額では、全体的に税率の改正等により変動が見られます。1人当たりの課税額は、税改正等々、加入者数により変動しております。

続きまして、新年度予算の内容につきまして、ご説明をいたします。

平成27年度国民健康保険特別会計予算書の1ページをご覧いただきたいと思っております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,528万8,000円とさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額2億9,548万円は、前年度と比較いたしまして34万4,000円の減です。現在の税率と加入状況から、それぞれの科目ごとの予算額を算出いたしました。保険額の現年度課税分と滞納繰越分の明細は、説明欄のとおりでございます。

国保税につきましては、保険給付費等の歳出の見込みから国・県支出金、各種交付金等を除いた額を必要額とし、現在の加入状況からそれぞれ科目ごとの予算額を算出しております。

9ページに移りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目保険税督促手数料、本年度予算額、昨年と同額の17万円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、本年度予算額1億9,261万2,000円は、前年度と比較し、1,545万9,000円の減でございます。1目療養給付費等負担金は、一般被保険者の医療費に対する国庫負担金で、給付費の実績見込みにより減額となっております。

2目高額医療費共同事業負担金は、高額医療の変動により減額となっております。

3目特定健康診査等負担金は、ほぼ前年度と同額を見込んでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金は、本年度予算額5,501万5,000円、前年度と比較いたしまして173万5,000円の増でございます。1目財政調整交付金は、市町村間における財政力の不均等を調整するために交付される補助金で、普通調整交付金と特別調整交付金との合算になります。

9ページから10ページにかけては、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、本年度予算額1,131万円は、前年度と比較いたしまして1,937万5,000円の減でございます。退職被保険者の保険給付費の減により、交付金も減額となります。退職被保険者の医療費から税収入を除いた額に対し交付されるものでございます。

10ページの上段は、療養給付費交付金の過年度分でございます。平成26年度の精算により、追加交付が生じた場合の科目設定となっております。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、本年度予算額4億

3,916万円は、前年度と比較いたしまして925万9,000円の増でございます。65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費の保険者間の均衡を図るため交付されるものでございます。高齢化や医療費の影響により、前年度比較で増加見込みとなっております。

6款県支出金、1項県負担金、本年度予算額1,124万3,000円は、前年度と比較いたしまして、67万4,000円の減でございます。1目高額医療費共同事業と、2目特定健康診査等の事業に対する負担金でございます。

6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、本年度予算額7,469万円は、前年度と比較いたしまして2,350万4,000円の増でございます。一般被保険者の医療費に対し約9%が交付されるもので、前年度の医療費等の確定により増額となりました。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、本年度予算額2億5,412万1,000円は、前年度と比較いたしまして1億2,276万3,000円の増でございます。

1目高額医療費共同事業及び11ページに移りまして、2目保険財政共同安定化事業に関する交付金でございます。いずれも医療費の平準化のため、県内で実施している共同事業の交付金です。平成27年度から、保険財政共同安定化事業の拡充に伴い予算額が増加しております。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額8,768万4,000円は、前年度と比較いたしまして1,710万3,000円の増でございます。一般会計からの法定繰入金でございます。保険税軽減分は、一般被保険者の軽減分に対する繰入金です。保険者支援分は、軽減世帯の割合から算出するものでございます。職員給与費繰入金は、国保事務担当者の人件費や事務費に係る繰入金でございます。次の財政安定化事業繰入金は、税負担能力不足や、年齢構成差による影響を緩和するための繰入金でございます。出産育児一時繰入金は、出産育児一時金の3分の2を繰り入れるところでございます。

8款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、急激な保険税の負担を緩和するために繰り入れるものでございますが、現状では科目設定の1,000円でございます。国の交付金等の額の確定により調整いたします。

12ページをお願いいたします。

9款繰越金、1項繰越金、本年度予算額3,280万3,000円は、前年度と比較いたしまして1,247万4,000円の減でございます。1目療養給付費等交付金繰越金は、科目設定の1,000円です。2目その他繰越金は、前年度繰越金でございます。いずれも前年度の繰越金ですが、療養給付費等交付金繰越金は、退職者医療の療養給付費等交付金に過年度分の返還が生じた場合の財源とする繰越金でございます。

10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金5万円は、税の納入に関する延滞金でございます。

同じく10款2項雑入、本年度予算額94万9,000円は、前年度と比較いたしまして1万1,000円の減です。

1目から4目の第三者行為の納付金及び医療費の返納金と、5目雑入は特定健康診査徴収金等の実績により勘案いたしました。

13ページからは歳出となります。歳出についてご説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、本年度予算額1,433万3,000円は、前年度と比較いたしまして151万1,000円の減です。一般管理費は国保事務職員1名とレセプト点検臨時職員1名の人件費及び国保事務に係る経費でございます。連合会負担金は、千葉県国民健康保険団体連合会に加入する保険者が、加入者数等に応じて負担する負担金となります。

14ページをご覧ください。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額87万8,000円、前年度と比較いたしまして4万3,000円の減でございます。国保税の賦課及び徴収事務費で納付書等の送付による郵便料でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費は、国保運営委員の報酬でございます。年4回の会議を予定してございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、本年度予算額7億7,873万円は、前年度と比較いたしまして1,813万4,000円の減です。

1目から4目の療養給付費及び療養費は、加入状況や26年度決算見込み、伸び率から算定いたしました。

5目審査支払手数料は、国保連に係る医療費の審査手数料でございます。

15ページに移りまして、2款保険給付費、2項高額療養費、本年度予算額9,151万1,000円は、前年度と比較いたしまして589万6,000円の減でございます。

1目から4目的高額療養費と高額介護合算療養費となりますが、一般被保険者や退職被保険者の加入者の減少や、高度な医療の支出が少なかったことにより減となっております。

3項移送費、1目一般被保険者移送費と2目退職被保険者等移送費は、前年度と同額の科目設定でございます。

16ページに移りまして、16款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額420万3,000円は、前年度と比較いたしまして84万円の減を見込みました。

5 款葬祭諸費、1 目葬祭費、本年度予算額100万円、前年度と比較いたしまして25万円の増でございます。被保険者の死亡の際に給付するもので、1年間の申請見込みにより計上しております。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金等は、本年度予算額1億7,216万9,000円、前年度と比較いたしまして70万5,000円の減でございます。後期高齢者支援金及び事務費拠出金でございます。75歳以上の後期高齢者医療制度を支えるために、各保険者が拠出するもので、全国の状況から決定された係数により算出し、前々年度の精算額と当年度の概算額の合算となっております。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、本年度予算額9万7,000円、前年度と比較いたしまして3万1,000円の減でございます。

1 目前期高齢者納付金と2目の事務費拠出金となります。65歳以上の前期高齢者の医療費に係る拠出金で、後期高齢者支援金と同様に、前々年度の精算分と当該年度の概算分の合算となっております。

17ページに続きまして、5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、本年度予算額8,000円は、前年度と比較いたしまして3,000円の減でございます。老人保健制度は19年度末をもって廃止されておりますが、精算事務が残っているため拠出金が発生しております。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、本年度予算額6,526万8,000円、前年度と比較いたしまして1,001万1,000円の減でございます。介護保険制度における40歳から64歳の第2号被保険者の保険料にあたるもので、各医療保険者から保険料として対象者から徴収し納付する仕組みとなっております。国から示された係数等から算定してございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、本年度予算額3億1,187万9,000円、前年度と比較いたしまして1億6,468万円の増でございます。

1 目から3目の高額療養費共同事業やその他共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金でございます。高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金は、歳入の共同事業交付金と同様で、医療費平準化のために県内で実施しております共同事業に対し拠出するものでございます。その他共同事業拠出金は、退職医療制度への適用に使用する年金受給者リストの作成に係る拠出金でございます。

18ページをお願いいたします。

8 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費、本年度予算額255万円は、利用実績により、前年度と比較し54万円の減となりました。

2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、本年度予算額953万円、前年度と比較いたしまして68万9,000円の減でございます。特定健康診査及び特定保健指導に係る事務費及び検査機関への委託料でございます。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金及び10款公債費、1 項公債費、1 目利子は、昨年同様の科目設定の1,000円でございます。

19ページに移りまして、11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、本年度予算額105万8,000円、前年度と比較いたしまして50万円の減でございます。保険税還付金につきましては、遡及資格喪失者等による過年度の保険税還付金及び還付加算金でございます。償還金につきましては、国庫支出金の過年度交付分の返還が生じた際の予算となっております。保険税の還付金及び還付加算金と国庫負担金等の精算による返還金でございます。

12款予備費、1 項予備費は、前年度同額の200万円でございます。

20ページ以降は、国保事務職員の1名の給与明細表となっておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。また、予算概要の3ページ以降にも、科目ごとの説明を記載してございますので、参考にさせていただければと思っております。

以上で、平成27年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

なお、本新年度予算につきましては、平成27年2月27日開催の第4回国保運営協議会におきましてご承認をいただいておりますことをご報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9 番、瀧口義雄君。

○9 番（瀧口義雄君） 9 番、瀧口です。

税率の推移について質問させていただきます。医療費、医療給付費分ですね、25年度、26年度で18%で推移しています。それと、介護、後期高齢とも9.5%で、これは変わらずに推移しております。そういう中で、これは以前にもお聞きしましたけれども、資産割を税率に採用している市町村はどのくらいあるのか、また、そうでない課税体系をとっているのはどのくらいあるのか。また、税務住民課長に聞きますけれども、どちらが住民にとって有利なのかと、まずその2点。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） それでは、税率についてお答え申し上げます。

まず夷隅郡市の状況でございますが、平成26年度、勝浦市、いすみ市、大多喜町において税率改定を行い、このうち勝浦市、いすみ市において資産割の税率を下げました。改定後では、

介護分も含めると、大多喜町と勝浦市が13%、いすみ市が28.5%、御宿町が32%となります。

県内では、平成26年度におきましては、54市町村中18市町で資産割を採用しております。夷隅郡市2市2町のほか、銚子市、木更津市、野田市、君津市、富津市、旭市、匝瑳市、香取市、八街市、袖ヶ浦市、酒々井町、神崎町、多古町、東庄町となっております。

次に、資産割を採用していない市町村の課税についてでございますが、所得割と均等割の2方式を採用しておりますのが、県内においては船橋市です。所得割と均等割と平等割の3方式を採用しておりますのが、35市町村となっております。

次に、どちらが住民にとって有利かということにつきましては、まず、資産割につきましては、資産割の率が医療、支援、介護分を合わせて32%ですので、全てに加入されている方は、固定資産税が1万円上がるごとに資産割が3,200円の増となります。固定資産税が5万円の場合は資産割が1万6,000円、固定資産税が10万円の場合は資産割が3万2,000円となります。

次に、所得割についてですが、所得割の率が医療、支援、介護分を合わせて10.8%ですので、全てに加入されている方は、所得が10万円上がるごとに所得割が1万800円の増となります。所得が50万円の場合は所得割が5万4,000円、所得が100万円の場合は所得割が10万8,000円となります。

資産があり所得がない人にとりましては、資産割がないほうが有利ですが、資産がなく所得がある人にとっては資産割があるほうが有利となります。このことから、町民としてどちらが有利かということは一概には申し上げられません。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

所得と資産のバランスによって、どちらがということはいがたい話ということはよくわかります。そういう中で、町外の資産の状況を税務課で把握することはできないということは皆さんわかつて思うのですけれども、税の公平の観点から資産割はちょっと不公平感があるのではないかなど、ある人もない人もお互いに。そういう中で、この資産割等の変更、是正の考えがあたりなのかどうか。この2年間推移しておりませんので、その辺どうなのか、27年度はどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 27年度につきましては、今のところ税率の改正は予定しておりませんが、今後の対応といたしましては、町の資産割は、平成26年度本算定で約2,000万円

でありまして、これを大幅に減らしますと、その分、同じ応能割である所得割の負担が増えることとなりますので、見直した場合の影響を考慮しながら、議員の皆さんや国保運営協議会の皆さんのご意見を伺い、町の実情に合った資産割の率を検討してまいりたいと考えます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番。

最後ですけれども、この国民健康保険というのは年金と同じ道をたどるのではないかと心配しております。退職被保険者の増加など社会保険料ですね、そういうのも一定の規模で推移していると。国のほうでも都道府県に権限移譲の動きがある中で、1町村、御宿町ではいかんともしがたい話なんですけれども、国保、後期高齢、介護、これらが一体として社会制度として移行していかなければ、今後立ち行かなくなっていくのではないかなと。先般、和光市の視察へ行きましたけれども、そういう予防、自立という形が一番抑制にはいいのではないかなと思っておりますけれども、今後負担の大幅な改正がなされるのではないかなという心配をしておりますけれども、この制度自体について保健福祉課長はどのようにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。今後の推移です。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かに高齢化の中で、この保険制度、ましてや国民健康保険というのは、皆保険として最後のとりでというような言い方もされております。議員もご承知のように、広域化という大きな問題が平成29年、現状ではおおむね平成30年度ぐらいをめどに広域化と言われている国の方針が1つ出ているわけでございます。

今の立ち行かない中で、国民健康保険はどうなっていくんだというところからちょっとご説明を差し上げたいと思いますが、厚生労働省における国保の財源運営、保険の還付、収支の仕組みの考え方というのが広域化、都道府県と市町村の事務をそれぞれ分担しながら、県が一体的な保険の取り扱いをしていくというような内容に変わりつつあるわけでございます。

その場合に、それぞれ県と市町村の役割というのが厚労省や国から示されているわけでございまして、現状では、都道府県の事務としては3点ございます。1つが県のほうがする仕事として、医療給付費等の見込みに見合う保険料の徴収の必要額の算出です。都道府県全体が必要額だと、当然、給付にかかわる額、これに対して保険料としてはどのくらいの額が必要かと、全体額を算出するということが1つの仕事になっております。

2つ目が、各市町村が都道府県に納める額、徴収等につきましては、市町村がやることとなりますので、基本的にそれぞれの市町村がどのくらいの保険料を納めるかというものを、市町

村ごとの医療費の水準を勘案いたしまして決定する事務というのが2つ目の事務でございます。

3つ目が、具体的な市町村ごとの保険料の算出方法を示すということで、市町村規模別の収納率の目標値を設定する事務です。この3つが県がやることになっています。

では、市町村としては何をやるかということになりますが、先ほど申しました保険料の賦課と徴収事務、今実際にやっているのですが、この後またご説明しますが、後期高齢者医療制度、これがこのような形をとっているわけでございますが、こういった事務と同様の分担という形になっております。

現状での保険料収納必要額の県の設定という方法としては、所得割、均等割と、これも後期高齢と非常に似た形になっております。収納率目標数値ですが、こちらにつきましては、人口、被保険者別に4段階ございまして、私どもの場合ですと1万人以下になりますので、95%という目標値が立てられるだろうという見込みになっております。

現状のところ、今後その一体化というものにつきましては、非常に国保と、後期高齢者医療制度という似た形の会計体系になっておりますので、こういった意味では、ある程度は一体化といえますか、一本化も今後検討されていくだろうなという見込みはございます。

ただ、介護保険制度につきましては、現状ですとなかなか3年間、各市町村ごとに違っておりますので、その辺はまだ踏み込んだ協議はされてございません。

こういった中で、先ほど議員のご質問の大幅な改正の中で非常に厳しくなっていくのではないかなと、保険料がですね、厳しくなっていくんじゃないかなということでございますが、現状では、やはり全体県内の国保状況を見ますと、6割程度の市町村はほとんど法定外で財政運営をしているということが多々ございますので、こういったところは基本的には保険税、保険料が上がってくるのかなと思いますが、私どものところでは、非常に厳しい中ではございますが、ある程度そういった法定外の繰り入れというものが影響してございませませんが、そういった中では、実際には今、医療費等からいろいろ算定方式はあるんですが、医療費から見ますと県内で36位ぐらいになっておりますので、高いほうだと考えます。その辺で多少変動が出てくるという可能性はございますが、その中で法定外が入れているところの上がり分と、そういうものを見ますと、現状よりもそれほど大きな推移はないのかなというような見込みをしておりますが、いずれにしろ平成30年まで協議を進めながら、本議会あるいは運営委員会等にも状況等をご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

国保会計であります、歳入のほうの8ページということで、一般被保険者、国民健康保険税ということでありますが、今、細かい質疑もされ、答弁にもありましたけれども、国民皆保険、いわゆるセーフティーネットというのが国保の大きな役割だというふうに思います。その中で、特に所得の低い人への保険証の発行状況、いわゆる短期とか資格証とかと呼ばれているものでありますけれども、そうしたものの運用状況について今年度、また新年度等の変化、推移等、あわせて説明をいただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、現状を申し上げます。全体の国保加入者数、こちらでございますが、被保険者数が3,080人でございます。被保険者数の加入率から見ますと全体の39.2%、世帯で見ますと1,808世帯で49.4%となっております。

このうち短期保険証の発行状況でございますが、平成26年度で176世帯でございます。前年度28世帯増となっております、資格者証、こちらにつきましては27世帯、前年度から比較いたしますと6世帯減となっております。出入りはございますが、トータル的に見ますと増加傾向にあるというふうに考えております。

また、年1回、居所不明等の調査もしてございまして、今年度、26年度に実施いたしました状況ですと、対前年度で3名減の13名が居所不明という形で調査をしているところでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

短期保険証が前年度と比べて28世帯増というふうなことになっておりますが、これはやはり所得に占める国保税の高さですよね。そういう中では住民の皆さんからもたびたびお声もいただいておりますけれども、払いたくても払えないというのが前段者の質疑の中でもありましたけれども、この数値の状況を見ても、やはりここ数年でも非常に町民の皆様の生活状況が厳しいということが言えるというふうに思います。

もう一つ、居所不明が13名ということでもありますけれども、この居所不明については、いわゆる保険証が発行されていないということなのではないでしょうか。そうしますと、この短期資格証以外に、いわゆる滞留と申しましょうか、役場で保険証を保管しているのが13名ということです。これはプラスということの解釈でよろしいのでしょうか。要するに13名というのは、それ以外

に、保険証が発行されていないということですよね。それは短期でもなく資格証でもないということですから、それ以外に13名がいらっしゃるということでもいいわけですよね、数のほうはわかりました。そういうことでもございます。

あるいは平成30年までに統合ということで県との協議を考えているということのようでもありますので、町民の皆さんの49.1%、町民の半数が国保に加入されておるわけでもありますので、特に農家、それから漁業者、商店、そういう方は大多数、ほとんどだと思えますね。そういう面においては、やはり収入の部分ですよね、経済的な活性化と申しますか収入を得る手段ということは、これは一般会計でございますけれども、大変大きいというふうに思います。

それから、歳出のほうでは、いわゆる保健事業、それから健診事業ということで載ってございますが、いわゆる町民の健康づくりですね。あまり国保会計における事業そのものは少ないわけでありましてけれども、国保の中で健康づくり、そのための指標ですね、自分の健康状況をどう自分で理解をしながら、また、一定の健康づくりに対する指導と申しましょうか、そういうものをいただきながらつくっていくことが非常に大事だろうというふうに思います。

この保険証でありますけれども、やはり早目の相談、できればこちらから滞納状況というのは、滞納状況と申しましょうか、納税状況というのはよく把握されているというふうに思いますので、早目の相談、それから丁寧な納税相談をしていただくということが大事であろうと思います。

例えばここにも書いてございますけれども、資格証ですよね、資格証ですと通常の医療というのは、その場でたしか全額払って、最低でも後日、保険証がもし発行できた場合はその分の差額が返金になるのでしょうか、そういうことで、資格証の場合は事実上、もともと税も払えないような生活状況でありますから、医療費は払えないということになりますので、そうしますと、もともと国民皆保険という中でセーフティーネットの役割そのものが、私は壊れてしまうのではないかとこのように思いますので、税の運用、今後の調整、それから健康づくり、そして保険証の発行、相談業務を含めて取り組むことがあれば答弁いただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 非常に厳しい状況というのも、我々も充分理解してございますので、やはりその担当者の事情聴取の際あるいは役場のほうでも、管理職の徴収というものが夜間行われておりますので、そういった意味では長年役場にいた管理職、あと我々ですけれども、状況がわかってまいりますので、そういった中でお話を伺いながら分割的な納入等もご説明をしながら、皆さんの町民の立場、状況を見ながら対応しております。

また、生活保護の方の数字もこのところ約1割近く伸びておりまして、そういったことでの相談業務というものも承っておりますので、非常に厳しい状況の中ではございますけれども、やはり一定のそれぞれの負担というものはある程度は、応分の負担は必要です。議員のおっしゃるように、生活上の問題もある、経済上の問題もあるところにつきましては、今申し上げましたように極力相談に応じながら、全て一括で払えというところまでは言ってございませんので、充分対応はしていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第26号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時40分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時02分）

◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第27号 平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第27号 平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

初めに、予算概要書の1ページをお願いいたします。

上段の予算構成の欄では、医療制度の仕組みについて記載しております。

県内の市町村で設立いたしました千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となりまして運営を行います。平成20年4月より制度が開始されて7年が経過いたしました。市町村での取り扱いは、保険料徴収と窓口業務となります。

下段から2ページにかけまして、予算の概要について記載いたしました。

2ページの歳入の保険料につきましては、9,177万8,000円、対前年度4.3%減となっております。新年度の保険料賦課見込額として、高齢者医療広域連合より提示されました。歳出につきましては、総務費の納付書作成と窓空き封筒の印刷代が増額となっております。

3ページには、保険料の軽減に係る措置を説明してございます。

2の保険料につきましては、平成26年度に保険料率の見直しがございましたので、平成27年度につきましては変更がございません。

4ページをご覧くださいと思います。

前年度との予算の比較表となります。平成27年度予算は、保険料と徴収事務の経費で1億2,146万9,000円となりました。納付書作成費と窓空き封筒作成費により、歳入では一般会計からの繰入金、歳出では総務費が対前年度と比較いたしまして増額となっております。

5ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険加入者推移となります。加入者数については微増となっております。

続きまして、新年度予算の内容につきましてご説明いたします。

平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,146万9,000円といたしました。

6ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額9,177万8,000円、前年度と比較いたしまして414万9,000円の減でございます。これは加入者からの複数保険料となります。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目保険料督促手数料は、前年度同額の3,000円でございます。1件当たりの督促手数料は100円となります。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金96万1,000円は、納付書作成と窓空き封筒作成のため増額となっております。

2 目保険基盤安定繰入金2,822万3,000円は、4分の3が県から一般会計に補填されます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目前年度繰越金の1,000円は科目設定でございます。

5 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目延滞金の1,000円は科目設定でございます。

2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金と2 目還付加算金は、前年度と同額の50万1,000円でございます。

3 項雑入、2 目雑入の1,000円は科目設定でございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額57万8,000円及び2 項徴収費、1 目徴収費、本年度予算額38万3,000円は、後期高齢者医療被保険者数の増加により、保険証の送付や納付書、窓空き封筒の作成に係る一般事務費が増額となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1 億2,000万3,000円、前年度と比較いたしまして261万2,000円の減でございます。被保険者1,793名分の保険料でございます。被保険者数が対前年度比1.03%の増となっております。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度予算額50万円は、歳入同様、前年度と同額を見込みました。

2 目還付加算金の1,000円は科目設定でございます。

9 ページに移りまして、2 項諸支出金、2 目一般会計繰出金の1,000円は科目設定でございます。

以上、平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

歳入のほうであります。後期高齢者医療保険料ということで、今年度9,177万8,000円、前年度が9,592万7,000円ということで、対前年度比較414万9,000円の減の提案ということでございます。この減額の理由、それから予算概要書の3 ページのほうに、それぞれの階層、9割

減、8.5割減、5割減、2割減、所得割額5割軽減ということではありますが、ここは後期ですので、これらのそれぞれの階層の人数を含めて本年度の予算、この保険料の状況について詳しく説明をいただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、保険料の減額と、それから対象者ということでございますが、被保険者数につきましては1,786人ございまして、前年度の被保険者数が1,770人ございましたので、16人の増加となっております。

ただ、平成26年度は、法改正に伴い所得の低い方の保険料の軽減対策が拡大されまして、5割軽減の方が89名、7割軽減の方が30名増えることによりまして、軽減される被保険者数が増加したため、保険料が前年度4.3%減と大幅な減少となったことが減額の理由でございます。

あと、対象者のほうでございますが、当初の内訳でございますが、上の区分から見まいりますと、9割軽減が513名、8.5割軽減が337名、5割軽減が142名、2割軽減が96名、所得割5割軽減が186名、軽減なしが512名で、トータルが先ほど申しました1,786名という内訳でございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

後期高齢者につきましても、これは廃止をするというような当時の方針もあったわけでありまして、現存をしているということでもあるようであります。これについては世帯分離ということですので、なかなか高齢者の方が居心地が悪いということでもあるというふうに思っています。

この後期高齢者医療制度については、主に町は普通徴収ですか、徴収事務のみでありまして、なかなかこの保険料そのものになかなか直接的には関与できないという中で、この事務の中でも健康づくり、そうしたものは一般会計においてなされるというふうにも理解をしておるわけですが、この後期高齢者、先ほどの対象者でありますけれども、特定健診の受診状況、また人間ドック利用の状況等について、本会計の中で説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 被保険者数につきましては、先ほど申しました1,786人ということですが、うち特定健診の受診者、こちらが238人で、率にいたしますと13.3%

というふうになっております。前年度と比較いたしますと、21人増という形で、健康管理の意味で少しずつ増えてございます。平成27年度当初におきましても、この伸び率で見てでございます。

また、人間ドックのほうの受診者、こちらは8人ということで、前年度と比較しますと3人増となっておりますが、こちらは国保からの継続的に人間ドックを受診されているという形の中の自然増という形で見ております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

そうしますと、検診のほうは増えているということで、13.3%と今おっしゃいましたか、比較的順調に伸びているというふうに思うわけでありますが、人間ドックについては8人ということで全体数とするとわずかということでございますが、これは一般的にさまざまな医療を受診をされていて病院等でさまざまな健診ですか、そういうものが行われているので少ないということで解釈してよろしいのでしょうか。その確認を。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） そのように理解しております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第27号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第28号 平成27年度御宿町介護保険特別会計予算を議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第28号 平成27年度御宿町介護保険特別会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、予算概要の1ページをお願いいたします。

介護保険制度も15年が経過いたしまして、本年度は第6期の介護保険事業計画の当初年度となります。予算策定におきましては、介護給付費及び認定者数の実績推移をもとに、人口推計、サービス利用等を勘案いたしまして保険給付費を見込みました。

高齢化の進展により、平成26年12月末現在で高齢化率が45.5%となっております。介護サービスの利用においても、認定を受けた方のうち利用している方は83%と増加傾向にございます。

下段の予算規模でございますが、平成27年度当初予算には、8億9,057万2,000円を計上いたしました。予算の内容説明につきましては、歳入項目に関するものが2ページから3ページ、歳出予算項目に関する説明が4ページから5ページにかけて記載してございます。また、6ページには、歳入に関する前年度当初予算との比較を、7ページには歳出に関する前年度予算との比較を表示してございます。

介護保険制度の改正により利用者負担が見直され、当初予算においては対前年度との比較では、歳入歳出ともに2.4%減となっております。

新年度の予算編成にあたる基礎的数値につきましては、8ページの資料③保険給付費の状況、9ページには、④として被保険者数の状況、10ページの資料⑦居宅・施設サービスの状況などをもとに過去の数値を踏まえ、見込み額を算定しております。サービス給付費の状況は、平成26年度で居宅介護351名、施設介護112名、利用者数は合計で463名と年々増加してございます。

サービス費用も平成26年度決算見込みでは、居宅系サービスが5億3,648万8,000円、施設系サービス介護費が3億6,300万円で、合計で8億9,948万8,000円と9億近くに上ってございます。

11ページには、段階的介護保険料の推移を表示してございます。

第6期介護保険計画から、国の方針により保険料が6段階から9段階に移行してございます。続きまして、新年度予算の内容につきましてご説明いたします。

平成27年度御宿町介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,057万2,000円といたしました。

8 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

1 款介護保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、本年度予算額 1 億 8,091 万 9,000 円は、前年度と比較いたしまして 1,821 万 9,000 円の増でございます。65 歳以上の方の保険料です。被保険者の増加と保険料の見直しによるものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目保険料督促手数料は、前年度と同額の 8,000 円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費等負担金、本年度予算額 1 億 4,396 万 8,000 円は、前年度と比較いたしまして 371 万 9,000 円の減でございます。保険給付費に対する法定負担分で、施設サービスが 15%、施設サービス以外が 20%でございます。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金及び 2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）、9 ページに移りまして、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）、4 目介護保険事業補助金、本年度予算額 4,747 万 2,000 円は、前年度と比較いたしまして 165 万 7,000 円の増でございます。制度改正に伴うシステム改修費に対する補助金の増額によるものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費等交付金及び 2 目地域支援事業支援交付金、本年度予算額 2 億 3,742 万 3,000 円は、前年度と比較し 1,637 万 4,000 円の減でございます。介護給付費の給付に伴い、第 2 号被保険者の 40 歳から 64 歳までの方の保険料で、診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費等負担金、本年度予算額 1 億 2,905 万 4,000 円は、前年度と比較いたしまして 486 万 7,000 円の減でございます。保険給付費に対する法定負担分で、施設サービスが 17.5%、施設サービス以外が 12.5%でございます。

5 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）及び 10 ページの 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）、本年度予算額 308 万 8,000 円は、前年度と比較いたしまして 18 万 1,000 円の増でございます。介護予防、包括支援事業に対する県の交付金でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費等繰入金、2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）、4 目低所得者保険料軽減繰入金、5 目その他一般会計繰入金、本年度予算額 1 億 4,026 万 5,000 円は、前年度と比較いたしまして 149 万 1,000 円の増でございます。町一般会計からの保険給付費に対する法定負担分でございます。介護給付費及び介護予防は 12.5%、包括的支援事業が 19.5%となります。その他一般

会計繰入金は、介護保険事業を行うための職員人件費や一般事務費でございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金、本年度予算額800万円は、前年度と比較し1,840万円の減でございます。第5期保険料の精算により、基金から繰り入れるものでございます。

11ページに移りまして、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度繰越金で36万円でございます。

8款諸収入、1項雑入は、1目、2目とも科目設定の1,000円でございます。

2項受託事業収入、1目認定調査等受託事業収入は、認定調査等を受託した場合の事業収入として、前年度と同額の1万2,000円を計上いたしました。

3項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金は科目設定の1,000円でございます。12ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額2,167万6,000円は、前年度と比較いたしまして368万2,000円の増でございます。制度改正に伴うシステム改修によるものでございます。事業費など一般事務費は昨年度とほぼ同額でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度予算額45万3,000円、前年度と比較いたしまして32万9,000円の増でございます。保険料の賦課業務に係る印刷代や郵便料でございます。

13ページに移りまして、3項介護認定審査会費、1目認定調査等費、2目介護認定審査会共同設置負担金、本年度予算額915万5,000円は、前年度と比較いたしまして8万円の減でございます。1目認定調査等費は、町臨時職員による認定調査に関する人件費、使用車両の経常経費や介護認定に係る医師の意見書の手数料でございます。2目介護認定審査会共同設置負担金は、広域市町村圏事務組合で行っております認定審査会の負担金でございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度予算額4万3,000円は、昨年と同額でございます。パンフレット等普及に関する費用でございます。

5項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額4万8,000円は、前年度と比較いたしまして1万2,000円の減です。計画策定年度でないことから減額をしております。

14ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、2目介護予防サービス等諸費、本年度予算額7億8,794万4,000円は、前年度と比較いたしまして2,557万5,000円の減でございます。第6期介護保険事業計画策定におきまして、過去3年間の介護給付費及び認定調査の推移をもとに、人口推計、サービス利用料などから保険給付費を見込みましたが、料

金改定後の報酬費の引き下げにより減少してございます。

2項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額62万7,000円は、前年度と比較いたしまして5,000円の減でございます。給付に関する支払い事務を国保連合会が担当しております。

3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、本年度予算額1,769万4,000円は、前年度と比較いたしまして301万6,000円の増でございます。一定の介護サービス金額を超えた方への補助でございます。

15ページに移りまして、4項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額285万8,000円は、前年度と比較いたしまして30万8,000円の増でございます。医療保険と介護保険の自己負担が一定額を超えた場合に利用者に還付する費用です。

5項特定入所者介護サービス費等費、1目特定入所者介護サービス等費、本年度予算額3,094万8,000円は、前年度と比較いたしまして416万1,000円の減でございます。低所得者に対して、食費や住宅費の一部を補助するものでございます。

15ページから16ページにかけまして、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防事業費、本年度予算額787万3,000円は、前年度と比較いたしまして80万5,000円の減でございます。予防事業を精査し、新たな事業の展開を検討してまいります。

16ページに移りまして、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費、本年度予算額1,079万2,000円は、前年度と比較いたしまして156万1,000円の増でございます。介護予防のための専門職によるケアプランの作成や総合支援、権利擁護、また任意事業といたしましては、在宅介護用品の支給を行います。

17ページに移りまして、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金及び2目第1号被保険者還付加算金、本年度予算額36万1,000円は、前年度と同額でございます。死亡転出者などの保険料の還付金でございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費は、前年度同額の10万円といたしました。

以上で、平成27年度御宿町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

先般、この介護保険会計におきましては、介護保険第6期計画というような提案をされ、その初年度の予算だというふうに理解しております。その点では、計画に適合された予算である

ということであろうと思いますが、ただいまの説明もありましたが、対前年度と比較して3%減の予算ということで、これだけ聞きますと大変健康な高齢者が増えたのかなというふうに思うわけでありますけれども、ただいまの説明ではそうではなくて、これは国の制度改変によるものだということで、対象者も増えている中で、やはり介護度に応じた必要なサービスが受けられるのかと、また、介護保険や支援制度から外されて、家族が仕事が続けられないという状況は生まれないのかと、ご本人にとってもやっぱり気持ちのいい老後ですね、高齢者、そういう生活環境は守れるかというのは私は最優先であろうと思うわけでありますけれども、その中で、具体的にこの予算の中で2つ大きく減額がされていますので、その中身について伺ってまいりたいと思います。

14ページであります。介護サービス等諸費で、対前年度2,557万5,000円の減額提案となっておりますが、この内容についてまず説明を伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 確かに認定者が増えている割にサービスが減っているじゃないかと、予防がきいたのかという話で、そうだとうれしいんですけども、実はこれは国の法改正によるものでございまして、先般、報道関係でも出てございましたけれども、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費のうちの施設給付費が、国の法改正によりまして2.27%削減されたことによりまして、約3,000万円の減額ということになったわけでございます。その他の費用につきましては、例えば居宅介護福祉用具あるいは居宅介護の住宅改修、あるいは居宅介護サービス計画、こういったものは軒並み対前年度よりも増えてございます。

ちなみに福祉用具につきましては、本年度ですと昨年度よりも7件増の48件を見込んでおりますし、また、手すり等の住宅介護につきましては、4件増の31件を見ております。

また、サービス計画の対象者につきましても191人から215人と24人の増という形で、サービスにつきましては、議員がご心配をいただきましたけれども、基本的にはサービス自体は少しずつ伸びてございますが、施設サービスの給付費等が法改正によって減額となったために、今回の大きな減額幅という形になったわけでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解でございます。利用者等は増えているということで、そういう面ではこの分が負担増になるということだろうというふうに思っております。

それから、同15ページのほうで、特定入所者介護サービス等費ということで、これらが対前年度で416万円、都合3,000万円というご説明がございましてけれども、この中身についてあわせ

て詳細な説明を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 特定入所者介護サービス等費、こちらにつきましては、平成17年度に法の改正がございまして、食費や住居費が利用者の負担になったことによりまして、低所得者対策として、所得に応じた給付負担をするものでございます。現在、対象者が108人でございまして、対前年度と比較いたしますと、前年度は127名でございましたので、19人が減ったという形になってございます。

では、この減った内容はどうなのかということですが、こちらにつきましては、いろんな状況関係もございすけれども、認知症関係が非常に増えてまいりまして、こちらを利用された方が認知症などのグループホームへ移転されたということによって、19人と大幅な減になってきたというところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。そういう面では介護保険を含めまして、そういう認知症教室もやっていただけるということでもありますけれども、こうした方々、今度、一般会計を含めて、いわゆる福祉費を含めた中での対応をとっていただけるというふうに思いますが、先般申し上げましたけれども、そういう面におきましては地域ケア会議が非常に大事になってくるというふうに思いますし、その前段階といたしまして、やはり日々の相談業務ですね、本当に忙しくされていると思いますけれども、そこはやはり従前以上にとっていただくと、きめ細かな対応をとっていただいて、その場で解決をしていただくということが一番の相談者、被相談者を含めまして一番だと思いますので、そのきめ細かな対応というのが、御宿町は非常に小さい町でございまして、丁寧な対応はとっていただいているとは思いますが、引き続き新年度におきましても、その辺のところを重点的にやっていただきたいというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私どもの関係で、前回ご承認をいただきましたけれども、地域包括センターの設置条例、こちらでおかげさまをもちまして来年度見込みとしては、3職種がそろそろ状況ということで、以前よりさらに組織的な形で整理ができてまいりました。今ご指摘のように相談業務につきましても、今まで以上にきめ細かな、また段階的なサービスが提供できるのではないかと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後であります、16ページであります、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費の中でお伺いをしたいと思います。20節の扶助費であります、紙おむつ等給付ということで、この間、指定ごみ袋制の施行に伴いまして、紙おむつというのは減量できないものですよ、内容物をトイレに捨てるという程度のことしかできないということだろうというふうに思いますので、これにつきましては、高齢者、また乳児ですね、こうした配慮をすべきではないかということをご提案させていただきまして、ごみ捨て用のごみ袋の配布ということで予算化されていたというふうに思うわけでありまして、その実施状況、また、あわせて新年度、今般また新たに提案をされたわけでありまして、それを含めまして状況についてご説明をいただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、扶助費の紙おむつ給付でございますが、こちらにつきましては、介護保険の要介護度4からの方が対象者でございます、当予算では42名で、対前年度よりも2名多く見てございます。

今、そのほかに一般会計からの紙おむつということで、これは議員からの提案があった中で現在、新年度におきましても、この後の一般会計予算審議の中でご提案をさせていただくわけでございますが、平成27年度当初の段階で今見ている予算上の人数といたしましては57名の方です。要介護度4、5の対象として45名。それから特別に社協のほうから障害者を含めまして必要とされるだろうという見込み数を12名入れまして57名を予算化してございます。また、同項目に乳児の対象ということがございますが、こちらは実績見込みによりまして約33名分を予定してございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第28号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

19日は、午後2時から会議を開きますのでご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 1時38分)